

芝山町農地流動化推進事業補助金実施基準

1. 補助金の交付要件

補助対象者	農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業により存続期間3年以上の賃借権を設定した貸し手及び借り手（貸し手にあつては、6年以上）																					
交付要件等	<p>（1）町内に住所を有する認定農業者（以下「認定農業者」という。）と貸付者が賃借権を設定した場合に補助するものとする。但し、遊休農地を解消し中核的担い手を育成するため、町内に住所を有する認定農業者が借り手として、町外に住所を有する者と賃借権を設定した場合については、借り手となる認定農業者は補助金対象に含むものとする。（成田国際空港株式会社等との賃借権の設定は交付対象外）</p> <p style="padding-left: 20px;">補助金の交付は賃借権設定時のみとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">補助金は、賃借権が設定された日の属する年の1月1日から12月31日までの間に、認定農業者及びその貸付者から交付申請のあったものについて当該年度に交付する。</p> <p>（2）上記の要件に関わらず、次に掲げるものは補助金の交付対象としない。</p> <p style="padding-left: 20px;">①町税を滞納している者（納税証明の添付）</p> <p style="padding-left: 20px;">②転作が未達成の者（当該年度）</p> <p style="padding-left: 20px;">③同一の世帯員の間で賃借権の設定をした場合</p> <p style="padding-left: 20px;">④法人の構成員が同法人と賃借権を設定した場合</p> <p style="padding-left: 20px;">⑤機構集積協力金を受けた者（借り手は対象とする）</p>																					
補助額	<p>【貸付者】 (円/10a、10a以上)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">賃貸借設定期間</th> <th style="width: 35%;">新規設定</th> <th style="width: 35%;">再設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6年以上～10年未満</td> <td style="text-align: center;">5,000</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td style="text-align: center;">8,000</td> <td style="text-align: center;">6,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【借受者（認定農業者）】 (円/10a、10a以上)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">賃貸借設定期間</th> <th style="width: 35%;">新規設定</th> <th style="width: 35%;">再設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以上～6年未満</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>6年以上～10年未満</td> <td style="text-align: center;">5,000</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td style="text-align: center;">8,000</td> <td style="text-align: center;">6,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>1000円未満の端数は切り捨てとする。</p>	賃貸借設定期間	新規設定	再設定	6年以上～10年未満	5,000	3,000	10年以上	8,000	6,000	賃貸借設定期間	新規設定	再設定	3年以上～6年未満	2,000	—	6年以上～10年未満	5,000	3,000	10年以上	8,000	6,000
賃貸借設定期間	新規設定	再設定																				
6年以上～10年未満	5,000	3,000																				
10年以上	8,000	6,000																				
賃貸借設定期間	新規設定	再設定																				
3年以上～6年未満	2,000	—																				
6年以上～10年未満	5,000	3,000																				
10年以上	8,000	6,000																				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象となった利用権を設定期間満了前に中途解約した場合は、原則として、全額を返還するものとする。※但し、農地中間管理事業を活用して当該農地の賃借権を再設定した場合及び公共事業等やむをえない事情による解約は、返還の対象とはならない。 ・ 過去に同じ認定農業者が利用権設定により耕作したことがある農用地は、全て再設定として取り扱う。 ・ その他の実施基準については、利用権設定等促進事業等（農地利用集積実践事業）による。 																					